

2025年度 長野県国保アンケート 国保料が健保料の2倍超となる市町村も

県保険医協会では毎年、県内市町村に対し国民健康保険料(税)等に係るアンケート調査を行っている。国保料は社会保険料と比べて高額になることから、調査結果は格差是正を求める運動に活用する。今年も6月に実施し、全市町村からの回答がまとまったため、調査結果を一部紹介する。なお、本調査の回答は原則として2025年1月時点のものである。

調査結果の全容は協会ホームページ(右記二次元コード)より閲覧できる。



国保加入数

国民健康保険の加入者数は前年より18,264人減り373,791人で、長野県人口(1,985,513人/長野県人口異動調査結果)の18.8%にあたる。世帯数においては246,940世帯(中野市は無回答)が国保に加入しており、県世帯数の29.4%にあたる。

国保料(税)の滞納状況

国保料を滞納している世帯数は、国保加入世帯数の10.8%にあたる23,405世帯(無回答あり)であった。滞納世帯のうち1年以上滞納している世帯の割合は40.5%の6,928世帯。

市町村ごとに滞納世帯の割合を昨年度と比較すると、松本市が30.5%→9.2%に大幅に減少していた。松本市は2024年度に国保料の徴収業務を保険課から納税課に移管し、市民税などの徴収と連動させたことで収納率が向上していた。一方で野沢温泉村は0.5%→8.2%に増加していた。

国保料滞納世帯に対する制裁措置

国民健康保険法には、滞納者に対する制裁的な対応が設けられている。災害その他特別の事情がある場合や公費負担医療を受けている状況に該当せず1年以上国保料を滞納している場合に、療養の給付等に代えて「特別療養費」を支給するというもの。特別療養費の支給対象となった場合、資格情報に対象者であることが明記され、国保加入者として保険診療を受けることが可能となるが、窓口負担は一旦10割となるほか、入院時の食事・生活療養費も一旦全額負担することとなる。患者は償還払いの手続きを行えば本来の負担割合との差額の返還を受けることができるが、その際に納付勧奨等が行われるものとみられる。

このような滞納者への制裁措置は、マイナ保険証への一本化とともに大きく変化した。2024年12月1日以前には、有効期限は短い本来の負担割

合(現物給付方式)で受診可能な「短期被保険者証」(以下、短期証)が設けられ、自治体ごとの交付基準で運用されてきたが、健康保険証の新規発行停止に伴い廃止された。滞納期間が一年未満の者に対する制裁措置が廃止されたことへの一定の評価はあるが、一年を超えた場合に即時特別療養費の支給対象とされてしまう懸念があった。

調査結果では、一年以上滞納している世帯における特別療養費の支給対象割合は全県で2.57%であった。2024年にも回答した市町村に絞って再算出すると、2025年1月は3.3%、2024年1月(特別療養費と同じ扱いの「資格証明書」の交付割合)は1.9%であったことから、1.4ポイントの増加となった。

なお、特別療養費の取扱いについては、2025年10月17日付厚労省事務連絡で、「特別療養費の支給対象者から、医療費の一時払いが困難である旨の申し出が行われた場合、市町村の判断により、特別療養費を支給する旨の記載のない、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付することができる(一部略)」との周知が行われ、短期証に近い取扱いが復活している。

今回の調査時点では同事務連絡の発出前であったため短期証の交付件数に係るアンケート項目を削除して実施したが、来年度は同事務連絡に基づく運用についても調査したい。

2025年度の国保料試算

滞納に至る理由の一つとして、高額の国保料がある。社会保険料と比較してどの程度高額なのか、モデル世帯の年間保険料をそれぞれ試算し右表にまとめた。協会けんぽの保険料は労使折半のため、自己負担する保険料額は〔206,254円〕と算出した。国保料の県平均は〔372,818円〕と算出し、差額は166,564円、約1.8倍の格差があった。

最も国保料が高い試算となったのは山形村で〔426,419円〕、所得250万円の17.1%に相当し、協会けんぽとは2.07倍の格差がある。最も低額となったのは根羽村〔277,716円〕であったが、協会けんぽとの差額は7万円を超え、1.35倍の格差があった。同じ長野県内でも山形村と根羽村の格差は1.54倍であるが、県内保険料水準統一の流れで縮まりつつある。

国保料の減免状況

国保料は所得等に応じて減免を受けられる。減免制度には2種類あり、国

表. 2025年度国保料試算(介護保険料込み)

長野県保険医協会まとめ

モデル世帯：夫婦(40歳以上)2人、子ども1人、所得250万円、固定資産3万円
※順位…試算額が高額順 所得比…所得250万円に対する国保料の割合(%)
健保比…協会けんぽの保険料試算(労使折半後206,254円)との比較倍率。上記モデル世帯と所得額が同等となる標準報酬月額22万円+民間賞与平均4.6カ月における保険料(医療9.69%+介護1.59%)で試算。

市町村	試算	順位	所得比	健保比	市町村	試算	順位	所得比	健保比
長野市	405,360	13	16.2	1.97	松川町	354,399	65	14.2	1.72
松本市	412,230	8	16.5	2.00	高森町	375,454	44	15.0	1.82
上田市	380,571	35	15.2	1.85	阿南町	375,208	45	15.0	1.82
岡谷市	418,371	3	16.7	2.03	阿智村	368,380	55	14.7	1.79
飯田市	381,945	34	15.3	1.85	平谷村	293,900	76	11.8	1.42
諏訪市	389,072	21	15.6	1.89	根羽村	277,716	77	11.1	1.35
須坂市	379,680	37	15.2	1.84	下條村	342,800	70	13.7	1.66
小諸市	378,050	41	15.1	1.83	売木村	328,730	72	13.1	1.59
伊那市	389,040	22	15.6	1.89	天龍村	370,329	52	14.8	1.80
駒ヶ根市	382,825	32	15.3	1.86	泰阜村	320,778	73	12.8	1.56
中野市	402,700	14	16.1	1.95	喬木村	379,604	38	15.2	1.84
大町市	370,450	50	14.8	1.80	豊丘村	343,404	69	13.7	1.66
飯山市	409,265	10	16.4	1.98	大鹿村	303,952	74	12.2	1.47
茅野市	411,088	9	16.4	1.99	上松町	359,432	62	14.4	1.74
塩尻市	416,591	5	16.7	2.02	南木曾町	398,212	16	15.9	1.93
千曲市	377,430	42	15.1	1.83	木祖村	390,899	19	15.6	1.90
佐久市	407,660	11	16.3	1.98	王滝村	349,045	68	14.0	1.69
東御市	379,970	36	15.2	1.84	大桑村	396,445	17	15.9	1.92
安曇野市	385,260	29	15.4	1.87	木曾町	369,855	53	14.8	1.79
小海町	371,680	49	14.9	1.80	麻績村	383,790	30	15.4	1.86
川上村	379,060	39	15.2	1.84	生坂村	363,360	60	14.5	1.76
南牧村	383,630	31	15.3	1.86	山形村	426,419	1	17.1	2.07
南相木村	385,700	28	15.4	1.87	朝日村	360,490	61	14.4	1.75
北相木村	412,660	7	16.5	2.00	筑北村	414,090	6	16.6	2.01
佐久穂町	368,630	54	14.7	1.79	池田町	378,840	40	15.2	1.84
軽井沢町	389,160	20	15.6	1.89	松川村	363,710	59	14.5	1.76
御代田町	374,700	46	15.0	1.82	白馬村	354,110	66	14.2	1.72
立科町	419,208	2	16.8	2.03	小谷村	355,600	64	14.2	1.72
青木村	407,120	12	16.3	1.97	坂城町	393,695	18	15.7	1.91
長和町	386,025	26	15.4	1.87	小布施町	367,725	56	14.7	1.78
下諏訪町	416,894	4	16.7	2.02	高山村	387,110	24	15.5	1.88
富士見町	382,534	33	15.3	1.85	山ノ内町	298,520	75	11.9	1.45
原村	372,114	48	14.9	1.80	木島平村	385,890	27	15.4	1.87
辰野町	334,240	71	13.4	1.62	野沢温泉村	375,680	43	15.0	1.82
箕輪町	373,920	47	15.0	1.81	信濃町	388,783	23	15.6	1.88
飯島町	364,330	58	14.6	1.77	飯綱町	364,490	57	14.6	1.77
南箕輪村	370,420	51	14.8	1.80	小川村	401,810	15	16.1	1.95
中川村	358,420	63	14.3	1.74	栄村	349,760	67	14.0	1.70
宮田村	386,977	25	15.5	1.88	平均	372,818	—	14.9	1.80

保料額を算出する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯に対して被保険者応益割(均等割・平等割)額の7割、5割又は2割を申請不要で減額する法定減免と、国保法第44条に基づき、加入者の申請により市町村ごとの判断基準で適用される減免(以下、44条減免)である。

2024年度に県内で法定減免を受けた世帯は、国保加入世帯の58.0%であった。一方、44条減免については、わずか0.01%の28件であった。44条減免の基準は市町村ごとに異なり、ほとんどの市町村が災害・失業・事業廃止・所得激減を対象とする一方で、低所得や借金、高齢者であることを対象とするのは10市村のみであった。

子ども均等割の独自減免、補助制度

未就学児の国保料については、均等割額の2分の1を国・県・市町村の費

用負担で減免する制度が2022年に設けられたが、残りの2分の1を減免したり補助する制度があると回答したのは、昨年度に引き続き、南木曾町、小海町、長和町、木曾町の4町のみであった。

県保険医協会では社保協や民医連等と協力し、国保料の引き下げや44条減免の拡充、子ども均等割の独自減免の拡充等を各自治体に要請している。

国保改善運動交流集会にご参加を

11月18日に松本市浅間温泉文化センター、Zoom併用にて「2025国保改善運動交流集会」を開催予定。本アンケートの調査報告及び「国民健康保険の現状と制度改革の展望を考える」をテーマとした講演を予定。ぜひご参加ください。



Zoom登録はこちら→